

(「ヘルスアップ助成金」Q & A)

Q 1 : 申請方法を教えてください。

A 1 : 会員(利用者)本人が請求を行います。請求様式(公印不要)に領収書原本(レシート可)を貼り付け、所属で受付印(日付)を押し、所属所を經由して提出してください。

なお、レシートは、日付・宛名・金額・内容・業者名が確認できるものに限り
ます。

Q 2 : 施設や業者に領収書を依頼する際の注意点があれば教えてください。

A 2 : 会員本人が利用した事が分かるよう、領収書の宛名は必ずフルネームで作成してもらおうよう注意してください。

なお、全てが手書きの領収書(業者名がゴム判では無い等)の場合、必ず業者
印か担当者の方の捺印をもらってください。

Q 3 : スポーツ教室等と針灸マッサージ等について、両方含め合計した額で請求する
(1枚の請求書にまとめる)ということで、構いませんか。

A 3 : 該当する全ての領収書を合算していただいて構いません。

ただし、その場合、請求は年度内1回に限るという点に注意してください。一
度請求いただいた後に、追加で請求を受け付けることは出来ません。

また、年度内補助事業として扱いますので、年月日の誤りや請求忘れには、留
意してください。

Q 4 : 領収書は、市販のものでもよいでしょうか。また、カード決済を利用したいの
ですが、その場合、注意点はありますか。

A 4 : できるだけ利用した施設や業者が発行する所定の領収書をお願いします。市販
の用紙を利用する場合、施設等で発行されていることが明確になっていれば、
問題ありません。カード決済も同様に取り扱えますので、領収書に準じた
方法をお願いします。

Q 5 : スポーツジムの月額会費を口座振替で支払っています。この場合、助成の対象
になりますか。

A 5 : 領収書が発行される場合は助成の対象になります。施設の担当者に問い合わせいただき、領収書の発行を依頼してください。もしも断られた場合は、別途互助会に御相談ください。

Q 6 : スポーツ教室や鍼灸マッサージ等の施設について、いろいろな種類や施設がありますが、具体的にどのようなものが該当するか、例を挙げてください。

A 6 : ◎**スポーツ教室等**～スイミングクラブ、各種ダンス教室、ヨガ教室、各種道場
スポーツジム等、一日スキー教室、各種スクールなど
(ただし、用具代や施設使用料等は、除きます)

◎**鍼灸マッサージ等**～鍼灸治療院、整体治療所、マッサージ治療院、指圧院リ
ラクゼーションセンターなど
(ただし、理・美容目的や入浴(サウナ等)療法、健康保険証を利用する施
術等は、除きます)

Q 7 : 利用の都度、チケットを購入するタイプのプールに通っています。この場合、施設使用料に該当し助成の対象にはならないのでしょうか。

A 7 : 助成の対象になります。前項A 6 で回答した「施設使用料」は、団体で体育館等を一日貸し切った使用料等を想定しています。

Q 8 : 親子で参加するベビースイミング教室に通っています。私も一緒にプールに入りますが、メインは子どもの運動です。この場合は助成の対象になりますか。

A 8 : 本事業は、会員本人の健康を増進することを目的としています。そのため、会員本人が参加しているとしても、メインがお子さんの運動であれば助成対象外です。

Q 9 : 来年度からスポーツジムに通う予定で、年間パスを今年度中に購入しました。この場合は助成の対象になりますか。

A 9 : ヘルスアップ助成金は年度内補助事業です。助成は当該年度に購入・利用するものに限りませので、対象外です。